

令和7年10月20日

PTA会員の皆様

大阪市立住之江中学校 校長 堀川 崇
大阪市立住之江中学校 PTA会長 吉田智子

規約の改正に伴う臨時総会に代わる書面決議について

秋冷の候、日ごろは本校PTA活動にご協力いただき、ありがとうございます。

見出しの件に関しましてはPTA臨時総会に代わる書面総会を実施します。ご多用の中とは存じますが、書面での決議にご協力をお願いします。

記

1.開催理由 来期PTA役員等の選出において、役割負担の軽減を目的とし一部内容を変更したい。

学校選択制以前の規約のため、限定した区域の記載を削除したい。

変更するためにはPTA総会において規約改正の承認が必要である。

来期PTA役員選出にまでに臨時PTA総会を開催し、改正の是非について審議する。

2.期日 令和7年10月20日(書面にて開催)

3.議題 規約の改正について

4.審議方法 WEB解答or書面決議票で解答

(WEB解答が困難な場合は紙媒体の書面決議票を学校へ提出ください。)



5.回答期間 令和7年10月20日(月)から令和7年10月28日(火)正午まで

6.その他 ◆審議の結果に関しては後日、手紙、メールにて報告させていただきます。

◆認められた場合は、来期役員選出から適用させていただきます。

◆改正の詳細は次回PTA総会でご報告させていただきます。

以上